

庁舎等複合施設建設に伴う跡地の活用方策検討作業部会の設置について

1 設置目的

新庁舎・（仮称）新福祉会館建設に伴う跡地等について、今後の活用方策の庁内方針策定に向け、素案の検討、所要の調整を図るため

2 検討対象地（施設）

- (1) 本庁舎跡地（本庁舎、西庁舎、災害対策用資機材置場等防災関係施設）
- (2) 本町暫定庁舎敷地（本町暫定庁舎、第二庁舎北駐車場、武蔵小金井南第3自転車駐車場）
- (3) 保健センター跡地（保健センター、子ども家庭支援センター）
- (4) 貫井北町文書倉庫敷地（貫井北町文書倉庫）

3 設置する作業部会

検討対象地の地域特性、課題等を大別し、下記3作業部会とする。

- (1) 本庁舎跡地等検討部会
- (2) 保健センター跡地等検討部会
- (3) 貫井北町文書倉庫敷地等検討部会

4 部会構成

別紙「庁舎等複合施設建設に伴う跡地活用検討体制（案）」参照

5 各作業部会の所掌事務

- (1) 本庁舎跡地等検討部会
本庁舎跡地及び本町暫定庁舎敷地の土地及び建物の活用に関する調査、研究、素案の検討
- (2) 保健センター跡地等検討部会
保健センター跡地の土地及び建物の活用に関する調査、研究、素案の検討
- (3) 貫井北町文書倉庫敷地等検討部会
貫井北町文書倉庫敷地の土地及び建物の活用に関する調査、研究、素案の検討

6 活用方策検討の進め方について

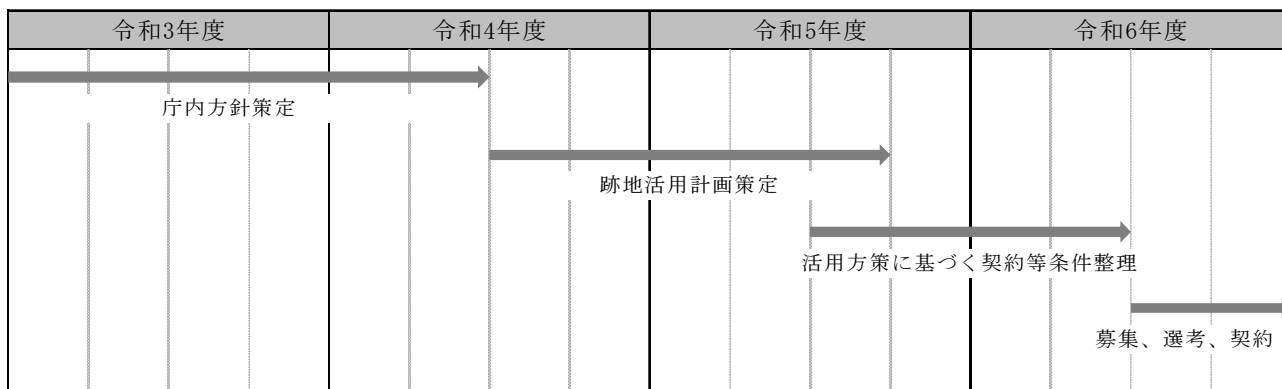
(1) 庁内方針の策定（第一段階）

跡地活用に係る庁内方針の策定を行う。検討は公共施設等総合管理計画策定推進本部にて行うこととし、関係各課長で構成する作業部会において素案の検討を行う。

(2) 跡地活用計画の策定（第二段階）

庁内方針を踏まえ、跡地活用後のイメージを具現化した跡地活用計画を策定する。策定は市民参加によるものとし、市民参加手法は活用の方角性により様々であることから、庁内方針策定に合わせて検討を行う。

7 検討スケジュール案



庁舎等複合施設建設に伴う跡地活用検討体制（案）

		本庁舎跡地等検討部会	保健センター跡地等検討部会	貫井北町文書倉庫敷地等検討部会
構成員	部会長	庁舎建設等担当部長	庁舎建設等担当部長	庁舎建設等担当部長
	部会員	管財課長 都市計画課長 まちづくり推進課長 建築営繕課長 交通対策課長	管財課長 健康課長 子ども家庭支援センター等担当課長 建築営繕課長	管財課長 総務課長 コミュニティ文化課長 建築営繕課長